

「銅」等の金属くずを買い受ける皆様へ！

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（以下「金属盗対策法」という。）の規定により、買受ける金属くずに特定金属が含まれる場合、長野県公安委員会への「特定金属くず買受業」の届出が必要です。

【特定金属くず買受業とは？】

特定金属として「銅」が指定されており、主として「特定金属」により構成されている金属くずが「特定金属くず」となります。

そして、この「特定金属くず」の買受けを行う営業が「特定金属くず買受業」となります。

【特定金属くずの例】銅、青銅（銅とすずの合金）、真鍮（銅と亜鉛の合金）、エアコンディショナーの室外ユニットに係るくず

※物品を製造する過程において生ずるもの及び古物営業法第2条第1項に規定する古物に該当するものは除きます。

【届出される方へ】

長野県では、「金属くず商及び金属くず行商に関する条例」が制定されているため、「特定金属くず買受業」の届出にあたり、

- 営業所を設けて金属くずの売買を行う場合、**事前に「金属くず商」の許可**を取得してから届出を
- 営業所を設けず行商による売買を行う場合、「特定金属くず買受業」の届出と共に**「金属くず行商」の届出**も

行って下さい。

（※「特定金属くず買受業」の届出が必要でも条例の手続きが不要な場合もあります。詳細は警察本部等へお問い合わせ下さい。）

届出期日：営業を開始する前日までに届出

届出先：営業所の所在地を管轄する警察署

届出方法：①警察署窓口（生活安全課等）への届出

窓口受付時間（午前9時から午後4時まで）

②オンラインによる届出

【問い合わせ先】

長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(026-233-0110)

又は最寄りの警察署

● 長野県警察 金属盗対策法 検索

